

## ポジティブ・オフ運動 推進パートナー規約

平成23年6月15日制定

### (趣旨)

#### 第1

この規約は、企業・団体の休業・休暇、さらにはその長期化・分散化にあわせて従業員の外出や旅行を推進・奨励し、電力需給対策の一環として事業所のみならず従業員の家庭での節電にも好影響を与えるとともに、これを契機として、従業員が従来より長い休暇を楽しむライフスタイルの確立を目指して実行される「ポジティブ・オフ」運動（電力需給対策を契機とした休暇取得及び外出／旅行促進運動。以下、「本運動」という。）推進パートナーの活動にあたり遵守すべき事項を定めるものです。

### (推進パートナー参加の申請及び登録)

#### 第2

(1) 推進パートナー参加を希望する企業・団体（以下「申請者」という）は、「賛同登録申請書」によりポジティブ・オフ運動推進事務局長（以下「事務局長」という）宛てに参加希望を申請することとします。本運動の趣旨に賛同するすべての企業・団体（政府関係機関も地方公共団体等の公的団体を含み、政治団体・宗教法人および反社会的勢力を除く。）が対象です。

(2) 事務局長は内容を審査の上、参加登録を認めた場合は「ポジティブ・オフ運動推進パートナー参加登録通知」を申請者に発行します。

### (活動内容)

#### 第3

推進パートナーは、推進パートナーであることを表明することができます。推進パートナーは、本運動の趣旨に沿い、以下1～4の項目のうち1つの活動を実施していただきます。

1. 既存の休業・休暇の制度の範囲内において、社内メール等の方法を活用し、従業員に外出／旅行の実施を啓発すること。
2. 既存の休業・休暇の制度の範囲内において、福利厚生としての費用負担等を行い、従業員の外出／旅行をサポートすること。
3. 休業・休暇の制度を変更する、又は新たな休業・休暇を設定するとともに、社内メール等の方法を活用し、従業員に外出／旅行の実施を啓発すること。

## (参考資料2)

4. 休業・休暇の制度を変更する、又は新たな休業・休暇を設定し、福利厚生としての費用負担等を行い、従業員の外出／旅行をサポートすること。

なお、推進パートナーは、上記1～4の項目のいずれかを実施した上で、追加的に、ポジティブ・オフ運動に合わせた自社商品／サービスのPRを行うことができます。

### (推進パートナー登録期間)

#### 第4

推進パートナーの登録期間は、事務局からの期間終了の連絡がない限り本事業および、今後本運動を推進する事業が存続している期間とします。事務局から期間終了の連絡がない限り、4月からの毎年度ごとに登録を自動的に更新します。

### (推進パートナー参加の中止)

#### 第5

推進パートナーは、ポジティブ・オフ運動推進事務局（以下「事務局」という）に対し推進パートナー取りやめ届出書を提出することにより、いつでも推進パートナー参加をとりやめることができます。

### (推進パートナーロゴマークの利用など)

#### 第6

(1) 推進パートナーロゴマークは、本運動推進パートナー（賛同企業）が、本運動の趣旨に賛同し、ポジティブ・オフ運動推進パートナー規約第3条に定められた活動を積極的に推進する、という意思を表明するためのものです。

(2) 推進パートナーロゴマークの利用を希望する場合は、メール・FAX等の方法で事務局へ申請し、事務局の許可があった場合、その許可の範囲内で使用することができます。

### (活動のアンケート調査へのご協力について)

#### 第7

推進パートナーは事務局から要望があった場合には、本運動における活動内容に関するアンケート調査・ヒアリング等にご協力いただきます。アンケート調査・ヒアリング等の結果は、推進パートナーが全体としてどのように活動されているかを把握し今後の活動推進の資料とさせていただくために活用します。また、個別企業・団体が特定される形で公表することはありません。

### (登録の取り消し及び是正の為の処置について)

第8

推進パートナーが推進パートナー規約（、ロゴマーク利用要領及びロゴマーク利用規程）に違反したと国土交通省観光庁又は事務局長が認める場合、又は本運動の趣旨に反するような行為、若しくは法令及び公序良俗に反する行為を行ったと国土交通省観光庁又は事務局長が認める場合、その他国土交通省観光庁又は事務局が必要と認める場合には、次の措置を順次講ずることとします。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) 推進パートナー参加登録の取消（や推進パートナーロゴマーク利用許諾の取消）
- (4) 企業・団体名公表
- (5) 訴訟

**(附則)**

この規約は、平成23年6月6日から施行します。本規約は、事務局により事前の通知なく改訂される場合があります。改訂内容については観光庁ホームページ等で通知いたしますのでご確認ください。

**(申請書類等送付先)**

105-6017 東京都港区虎ノ門4-3-1（イーソリューションズ株式会社内）  
ポジティブ・オフ運動推進事務局